⑶　追加弁済
①　共益債権および更生会社の清算に要する費用を控除した残余財産を弁済原資として、これにつき、更生手続開始決定の日以降の利息および損害金を除くその余の確定更生債権額に按分した額を追加弁済する。
②　追加弁済がなされた場合、⑴②による免除は、追加弁済がなされた限度で効力を失う。
③　継続会員に対する追加弁済は、同額の債務を設立会社に承継（免責的債務引受）し、更生会社（管財人）においては弁済を行わない。設立会社における弁済は⑵②に準じて行う。
④　追加弁済を行わないことが確定したときには、管財人より預託金返還請求権者あてにその旨の通知を発する。

第５章　弁済に関するその他の事項
第１節　支払済みの共益債権
更生手続開始決定の日の翌日である平成22年４月１日から同年10月31日までに支払った共益債権は、別表13「共益債権支払実績および未払残高表」のとおりであり、その総額は２億5400万8411円である。
第２節　未払いの共益債権
平成22年10月31日時点の未払共益債権は、別表13「共益債権支払実績および未払残高表」のとおりであり、その総額は9708万0000円である。
第３節　共益債権の弁済方法
第２節の共益債権および平成22年11月１日から更生手続終結までに生ずる共益債権は、更生会社の営業収益金および設立会社の株式の譲渡代金をもって弁済する。
第４節　債務の弁済資金の調達方法
更生担保権および更生債権は、設立会社の株式譲渡代金をもって弁済する。
第５節　予想超過収益金の処理
更生計画において予想された額を超える収益金が生じた場合は、その超過部分を運転資金、設備資金および更生計画による弁済資金に使用する。

第６節　会社更生法167条１項６号および７号に規定する事項
会社更生法167条１項６号および７号に規定する事項は存しない。
第７節　争いの落着しない権利・義務に対する措置
更生会社に属する権利・義務で争いの落着しないものについては、管財人において、その権利の実行、義務内容の確定に必要となる訴訟その他の諸手続を遂行する。なお、上記手続による確定した債権については、当該債権の性質に応じて、更生計画の定めにしたがい弁済する。
第８節　未確定の更生債権等の取扱い
１　未確定の更生債権等の件数および債権額（別表14）
未確定の更生債権等の件数（性質）および債権額は、次のとおりである。
①　件数　１件（一般更生債権（預託金返還請求権））
②　債権額　470万0000円
（内訳）
元本　470万0000円
更生手続開始決定の日の前日までの利息および損害金　０円
更生手続開始決定の日以降の利息　０円
２　権利の変更および弁済方法
未確定の一般更生債権が確定したときは、第４章の定めを適用する。
ただし、弁済については、更生計画認可決定の確定の日から３か月後の日または更生債権確定の日から１か月後の日のいずれか遅い日までに、これを行い、免除については、更生計画認可決定の確定の日から３か月後の日または更生債権確定の日のいずれか遅い日に、これを受けるものとする。
第６章　更生会社の措置
第１節　定款の変更
更生会社の定款を、別表15「日本グリーン開発株式会社定款」のとおり変更する。

第２節　株主の権利の変更
１　更生会社による株式の取得および消却
⑴　株式の無償取得
更生会社は、更生計画認可決定の日に、更生会社の株主から発行済株式４万5000株全部を無償で取得する。
⑵　発行済株式の消却
更生会社は、更生計画認可決定の日に、⑴で取得した自己株式全てを消却する。
２　資本金の額の減少
更生会社の資本金の額を、次のとおり減少する。
⑴　減少する資本金の額　４億5000万円
⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
更生計画認可決定の日
３　株式の発行
更生会社は、次のとおり株式を発行する。
⑴　募集株式の種類および数
普通株式　１株
⑵　募集株式の払込金額　１円
⑶　募集株式と引き換えにする金銭の払込の期日
更生計画認可決定の日
⑷　増加する資本金および資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　１円
増加する資本準備金の額　０円
⑸　募集株式の割り当てに関する事項
募集株式は管財人に割り当てる。
４　株主の権利
更生手続中は、株主に対し配当を行わない。
第３節　役員等の変更（省略）
第４節　更生会社の解散および清算
１　更生会社の解散
更生会社は、株主総会の決議により解散する。
２　清算業務
解散した更生会社の清算人には、第３節２により選任された取締役が就任し、清算人は会社の清算に必要な一切の業務を行う。
清算人の任期は清算結了までとする。
（別表１－１ないし15添付省略）
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２２号
秋田県仙北市角館町西長野熊堂371番地３
再生債務者　藤木　　誠
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再イ）第２３号
秋田県仙北市角館町西長野熊堂371番地３
再生債務者　藤木　賢一
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（再イ）第２０号
東京都武蔵村山市大南５丁目５番地の40
再生債務者　佐藤　哲也
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再イ）第５８号
横浜市中区寿町１丁目２番地３　コスモシティ横浜石川町205号室
再生債務者　赤坂　政明
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部